

令和4年(モ)第11号 保全異議申立事件

(基本事件・当庁令和4年(ヨ)第10号団体交渉を求める地位保全仮処分命令申立事件)

決 定

債 権 者 X

同代表者執行委員長 A

同代理人弁護士 浅野 高宏子  
同 谷 聰貝

同 白 諸平  
同 倉 尚寛

同 伊 藤 幸平  
同 瀧 川 子

同 同 由希子

債 務 者 Y

同代表者代表取締役 B

同代理人弁護士 杉山 央

主 文

1 債権者と債務者との間の函館地方裁判所令和4年(ヨ)第10号団体交渉を求める地位保全仮処分命令申立事件について、同裁判所が同年4月1日にした仮処分決定を認可する。

2 異議申立費用は、債務者の負担とする。

理 由

25 第1 申立ての趣旨及び理由

別紙保全異議申立書記載のとおり(以下、函館地方裁判所がした主文第1項記

載の決定を「原決定」という。)

## 第2 事案の概要

1 基本事件は、債務者の従業員等で構成されている労働組合である債権者が、  
A (以下「A」という。) を代表者とする団体交渉の申入れをしたところ、債務者が、当該申入れが A の定年退職後になされたものであり、債権者を代表する者による申入れとは認められないとして、当該申入れに応じていないため、仮処分として、原決定別紙1団体交渉事項目録記載の事項について団体交渉を求める地位にあることを仮に定めることを求める事案である。

函館地方裁判所が、令和4年4月1日、債権者の仮処分命令申立てを認容する決定(原決定)をしたところ、これを不服として債務者が保全異議を申し立てた。

2 債務者の主張は、別紙保全異議申立書のほか準備書面(1)(令和4年5月23日付け)記載のとおりであり、債権者の主張は、保全異議申立書に対する答弁書及び準備書面(1)(同月24日付け)各記載のとおりであるから、これらを引用する(以下、略語は原決定による。)。

## 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、本件仮処分命令申立てには、被保全権利及び保全の必要性が認められるから、これを認容した原決定は相当である旨判断する。その理由は、後記2において異議申立ての理由に対する判断を付加するほかは、原決定「理由」中の第3の1から4まで(原決定2頁6行目から同9頁5行目まで)記載のとおりであるから、これを引用する。

### 2 異議申立ての理由に対する判断

#### (1) 被保全権利に関する主張について

##### ア A の地位に関する主張について

債務者は、債務者が A の再雇用を行わなかったことは A とも合意した上でのことであって、債務者の方的な意思ではないこと等からすれば、

本件において債務者の再雇用拒否が問題となる余地はなく、また、債権者の規約7条（債務者が一方的に解雇した組合員は、その解雇を組合が大会で承認するまでは、組合員である資格を継続する旨の定め）が適用される余地もない旨等を主張する。この主張は、Aを代表者執行委員長としてなされた団体交渉の申入れは債権者による団体交渉の申入れとは認められない旨をいうものと解される。

しかしながら、Aが令和3年4月29日に定年を迎えたことにより債務者の従業員たる地位を喪失したか否か（すなわち、Aは債務者が設けている定年後継続雇用制度を利用しておらず、同制度により再雇用されないといえるか否か）については、本件はもとより現在当庁に係属する民事訴訟において争われているところ（令和3年（ワ）第87号地位確認等請求事件。原決定認定事実(3)ア）、この点に関する現段階の疎明に照らすと、債務者が主張するように、Aが債務者に同制度により再雇用されないことについて債務者と合意したことについて疎明があったということはできない。

そうすると、Aについては、債務者の従業員たる地位を有するか否かについて争いがあるところ、このような状態を債務者により解雇された場合と殊更区別すべき理由はないから、Aについては令和4年1月30日開催の定期大会において規約7条により処遇される組合員であることを確認したとする債権者の解釈が不合理であるということはできない。

以上の事情等に照らすと、Aが債権者の代表者として定年退職日より後にして債務者に対する団体交渉の申入れは、なお労働組合である債権者の債務者に対する団体交渉の申入れと解することに妨げはないというべきであるから、債務者はこれに応じる義務を負うというべきである。Aの退職に伴い債権者の代表権を有するのは副執行委員長である旨の主張も含め、債務者の主張は失当であって、これを採用することはできない。

#### イ 義務的団体交渉事項に関する主張について

義務的団体交渉事項は、憲法2.8条や労働組合法が労働者に団体交渉権を付与した目的に照らし、組合員である労働者の労働条件その他の待遇や団体的労使関係の運営に関する事項であって、使用者に処分可能なものと解することが相当であるところ、使用者が組合員である労働者の賃金から組合費相当額を控除し、これを一括して労働組合に引き渡すチェック・オフは、使用者の組合活動に対する便宜供与と位置付けられるべきものであって、団体的労使関係の運営に関する事項として義務的団体交渉事項に当たるというべきである。

この点、債務者は、チェック・オフに関する情報提供や交渉を求められたとしても対応には限りがあり、このような状態で債権者と団体交渉をする意義も価値もない旨を主張するが、債務者として団体交渉においてどのように対応するかという点と、そもそも義務的団体交渉事項に当たるか否かという点が異なる問題であることは明らかであるから、採用することはできない。

#### (2) 保全の必要性に関する主張について

債務者は、新たに結成された組合との間で基本給を月額1000円増額させることや生活支援手当として令和4年4月から同年6月まで月額2000円を支払うことで交渉を妥結し、これについては債権者に属する従業員にも適用することで債権者代理人との間で確認したこと等に照らすと、債権者は交渉を希望する事項については既に利益を享受しているなどとして、保全の必要性を欠く旨を主張する。

しかしながら、債務者の主張内容に照らすと、債務者は今後ともAを代表者とする債権者の団体交渉の申入れ自体を拒絶するという姿勢を堅持し続けることは容易に推認されるところである。そして、原決定別紙1団体交渉事項目録記載のとおり、債権者が団体交渉を求める事項は上記の基本給や燃

料手当を含めた生活支援手當に限られるものでないことを踏まえると、保全の必要性についても疎明があったというべきである。債務者の主張を採用することはできない。

3 よって、主文のとおり決定する。

令和4年6月30日

函館地方裁判所民事部

裁判長裁判官

進 藤 壮 一



裁判官

牧 野



裁判官

廣 岡 将



これは正本である

前同日同序  
裁判所書記官 中嶋正人

